

生徒手帳

神奈川県立磯子工業高等学校 全日制

〒235-0023

横浜市磯子区森5-24-1番地

Tel. 045-761-0251 (学校代表)

045-761-2971 (機械科)

045-761-2978 (電気科)

045-761-2980 (建設科)

045-761-2982 (化学科)

045-761-2960 (普通科)

※この手帳の取扱いについて

(1) この手帳をよく読み、積極的に活用する。特に諸規定については熟読し、適切な行動を心がける。

目 次

1 校 歌.....	2
2 教育目的・目標・校章の制定.....	2
3 学校の沿革.....	3
4 学 則.....	4
5 主要行事表.....	10
6 生 徒 心 得.....	10
7 生徒会規約.....	15
8 部・同好会一覧表.....	22
9 同窓会規約.....	22

校 歌

二宮 龍雄 作詞

大和 憲史 作曲

ねぎしのしー おじひがしにはれ
てふーじがみねにしにかがやくとこー
ろここもりまちのみどりのおかに
わかきいのちのはなさきかおるわ
れらのまなびやいそごこうぎょう

磯子工業

わらの学び舎

三

磯子工業

わらの学び舎

二

磯子工業

わらの学び舎

一

根岸の汐路 東に晴れて

富士が嶺西に輝くところ

ここ森町のみどりの丘に

若き生命の花咲きかおる

わらの学び舎

学びて進む 道すじわかれ

競いて磨くわざ異なれど

望みはひとつ文化の樂土

築く使命の誇りに映ゆる

わらの学び舎

屏楓が浦辺 波風越えて

青春拓くいばらの行く手

友垣強く明るく勤め

世紀みちびく光を生まむ

わらの学び舎

教 育 目 的

中学校における教育の基礎の上に心身の発達に応じて、高等学校普通教育及び工業を中心とした幅広い専門教育を施すこととする。

教 育 目 標

上記の教育目的を達成するために、特に次の諸点に意を用い、社会人としての人間性の涵養と品性の向上につとめる。

- (1) 健康 常に強健な身体を保持し、規則を守り公明正大に敢闘する精神を養う。
- (2) 明朗 他人を尊敬し、他人と協力して、明るく楽しい生活をする態度を養う。
- (3) 勤勉 勤労をいとわず、奉仕を惜しまず、責任を重んじ、応用と創造の力を育て、強い実践力を養う。

校 章 の 制 定

- (1) 磯子区根岸湾埋立地に発展する工業地帯をバックとする工業高等学校を表わすために、波に伏せて、工の字を太く浮き出してある。
- (2) 特に工業を基盤とした高等学校として、工の上に、たくましい高の字を配し、いかなる困難にも打ち勝つ意志力を示してある。
- (3) 飛躍した波の3つの柱は健康・明朗・勤勉の教育3目標を表わし、工業を通して世界的に発展することを念願したものである。

学校の沿革

昭和 36 年 8 月 1 日	新設工業高等学校設立準備室が県教育庁内に設置される。
10 月 1 日	本校創立、県公報に公示
12 月 25 日	仮校舎神奈川県立神奈川工業高等学校に移転
昭和 37 年 4 月 5 日	開校式、入学式挙行
昭和 38 年 4 月 6 日	第2校舎（追浜高校）入校式ならびに対面式（1年生）
10 月 1 日	横浜市磯子区森町1、280番地の本校舎に移転
10 月 21 日	知事、教育長臨席のもとに入校式挙行
昭和 39 年 4 月 1 日	定時制新設
5 月 15 日	校舎第2期工事完了（実験実習棟）
11 月 21 日	校歌制定
昭和 40 年 3 月 16 日	第1回卒業式挙行
10 月 1 日	校舎第3期工事完了（管理棟）
昭和 42 年 3 月 14 日	体育館工事完了
昭和 43 年 3 月 8 日	定時制第1回卒業式挙行
昭和 44 年 4 月 1 日	定時制化学工学科募集停止
昭和 45 年 4 月 1 日	定時制電気科募集停止
昭和 46 年 4 月 1 日	格技場（柔剣道場）工事完了
7 月 5 日	校地地番変更で横浜市磯子区森5丁目24番1号となる
昭和 47 年 3 月 7 日	創立 10 周年記念誌発行
5 月 26 日	プール工事完了
昭和 48 年 3 月 31 日	クラブ部室工事完了
昭和 49 年 2 月 1 日	校舎B棟増築工事完了
昭和 56 年 10 月 1 日	創立 20 周年記念誌発行
昭和 60 年 4 月 1 日	昭和 60 年度より電気科・電子科くくり募集開始
昭和 62 年 3 月 26 日	コンピュータ室A・B完成
3 月 30 日	マシニングセンター（MC）導入
3 月 31 日	コンピュータ室C・D完成
4 月 1 日	学科改編により化学工学科を化学科とする
平成 元 年 3 月 28 日	化学科プラント実習棟改修完了
3 月 29 日	外周道路完成
3 月 31 日	プール用温水シャワー取付工事完了
4 月 1 日	学科改編により電気科・電子科を統合し電気科とする
8 月 31 日	体育館改修工事完了
平成 2 年 3 月 27 日	学科改編に伴う電気科・化学科改修工事及びC棟リフレッシュ工事完了
平成 2 年 5 月 1 日	機械警備導入
平成 3 年 3 月 31 日	機械科改修工事、グラウンド改修工事完了
4 月 1 日	学科改編により土木科を建設科とする
10 月 1 日	創立 30 周年記念誌発行
12 月 27 日	B棟リフレッシュ工事完了

平成 4 年 10 月 7 日	A棟リフレッシュ工事完了
平成 5 年 12 月 13 日	家庭科室完成
平成 9 年 9 月 11 日	増築棟リフレッシュ工事完了
平成 13 年 10 月 1 日	創立 40 周年記念誌発行
平成 19 年 4 月 1 日	定時制総合学科開校
平成 20 年 3 月 10 日	ラウンジ棟増築工事完了
平成 22 年 1 月 29 日	A棟改修及び耐震補強工事完了
平成 23 年 11 月 11 日	創立 50 周年記念式典挙行、創立 50 周年記念誌発行
平成 25 年	H R 教室 空調設備設置完了
平成 27 年 1 月	普通科職員室、定時制職員室移動
令和 4 年 1 月 24 日	B棟・増築棟耐震工事完了
3 月 30 日	E F 棟耐震工事完了
12 月 23 日	学校創立 60 周年記念式典（オンライン）
令和 5 年 2 月 9 日	体育館改修工事完了
令和 6 年 1 月 26 日	格技場改修工事完了

神奈川県立磯子工業高等学校学則

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本校は、神奈川県立磯子工業高等学校と称する。

(目 的)

第 2 条 本校は、全日制の課程においては、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び工業に関する専門教育を施すことを、単位制による定時制の課程においては、中学校における教育の基礎の上に、一人ひとりの個性の伸長と人間形成の推進を図り、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び幅広い分野の専門教育を総合的に施すこととする。

(位 置)

第 3 条 本校は、横浜市磯子区森 5 丁目 24 番 1 号に置く。

(課程・学科及び生徒定員)

第 4 条 本校の課程及び学科は、次のとおりとし、生徒の定員は別に定めるところによる。

課 程	学 科
全日制の課程	機 械 科 電 気 科 建 設 科 化 学 科
単位制による定時制の課程（夜間）	総 合 学 科

2 前項に規定する単位制による定時制の課程とは、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 103 条第 1 項の規定により学年による教育課程の区分を設けない定時制の課程をいう。（修業年限等）

第 5 条 本校の全日制の課程の修業年限は、3 年とする。

- 2 本校の単位制による定時制の課程の修業年限は、3年又は4年とする。
- 3 生徒が本校に在学することができる年数は、全日制の課程にあっては6年、単位制による定時制の課程にあっては8年とする。ただし、校長が6年又は8年を超えて在学することについて特別な理由があると認めるとときは、この限りでない。

第2章 学年・学期・休業日等

(学年)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 全日制の課程の学期は、次のとおりとする。

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

- 2 単位制による定時制の課程の学期は、次のとおりとする。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで（休業日）

第8条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定する休日（第3号に該当するものを除く。次号において同じ。）
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 学年始、夏季、冬季、学年末等の休業として校長があらかじめ教育長に届け出た日
- (4) 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条に規定する体験的学習活動等休業日として校長が別に定める日（前3号に該当するものを除く。）

- 2 前項第3号及び第4号に規定する休業日の日数は、第6条に定める学年で通算して60日以内とする。

(振替授業)

第9条 教育の実施上特別の事情があるときは、授業日と休業日を又は休業日と授業日をそれぞれ振り替えることがある。

(休業日の授業)

第10条 校外における実習や特定の期間に行う選択制の授業等教育の実施上特に必要と認める場合は、休業日に授業を行うことがある。

(臨時休業)

第11条 非常変災その他急迫の事情があるとき、又は教育の実施上特別の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

登校時に支障をきたす大雨・暴風警報等の対応について

- 1 午前7時の段階で

神奈川県東部に「大雨警報」と「暴風警報」が同時に発令または「大雪警報」が発令されている場合
自宅待機をしてください。

- 2 午前9時の段階で

ア) 警報が解除された場合

10時55分までに登校して、第3時限目からの授業を行います。

イ) 引き続き、神奈川県東部に「大雨警報」と「暴風警報」が同時に発令または「大雪警報」が発令されている場合

自宅待機をしてください。

3 午前11時の段階で

ア) 警報が解除された場合

12時35分までに登校して、第4時限目からの授業を行います。

イ) 引き続き、神奈川県東部に「大雨警報」と「暴風警報」が同時に発令または「大雪警報」が発令されている場合

臨時休校となります。

※基本的に上記内容で対応いたしますが、状況によっては学校長の判断により平常授業となります。

第3章 教育課程及び教科書等

(教育課程)

第12条 教育課程は、高等学校学習指導要領の基準により、校長が編成する。

第13条 各教科に属する科目及び総合的な学習の時間に係る単位数並びに特別活動のうちホームルーム活動に係る授業時数は、校長が別に定める。

(教科書等)

第14条 本校で使用する教科書（教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条に規定する教科書をいう。）は、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が採択したものとする。

第15条 前条に規定する教科書がない場合は、校長が選定する他の適切な教科用図書を使用することがある。

第4章 修了・単位の修得・卒業等の認定等

(修了等の認定)

第16条 校長は、全日制の課程の各学年の課程の修了又は卒業の認定を行うに当たっては、生徒の出席状況その他の平素の成績を評価してこれを行う。

2 校長は、単位制による定時制の課程において、各教科に属する科目の履修、単位の修得又は卒業の認定を行うに当たっては、生徒の出席状況その他の平素の成績を評価してこれを行う。

3 校長は、単位制による定時制の課程において必要と認めるときは、学期の区分に応じ、各教科に属する科目の履修、単位の修得又は卒業の認定を行うことがある。

(卒業の認定及び卒業証書の授与)

第17条 校長は、全日制のすべての課程を修了した生徒に対し、卒業を認定し、卒業証書を授与する。

2 校長は、単位制による定時制の課程において、一定の年数以上修業し、別に定める所定の数の単位を修得した生徒に対し、卒業を認定し、卒業証書を授与する。

(過去に在学した高等学校において修得した単位)

第18条 校長は、単位制による定時制の課程に在学する生徒が過去に在学した高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下「高等学校等」という。）において単位を修得しているときは、当該修得した単位の

数を本校の卒業に必要な単位の数のうちに加えることがある。

(他の高等学校等での科目的履修)

第19条 校長は、本校の生徒が他の高等学校等の教科に属する科目を修得し、当該他の高等学校等の校長がその単位の修得を認定したときは、認定を受けた当該単位を生徒の卒業に必要とされる単位の数のうちに加えることがある。

(他の高等学校等の生徒の科目的履修)

第20条 校長は、他の高等学校等の生徒が本校の一部の教科に属する科目を履修することが、教育上有益と認めるときは、これを許可することができる。

2 校長は、前項の場合において、他の高等学校等の生徒が履修した教科に属する科目について、その単位の修得を認定することができる。

(卒業認定等の基準)

第21条 前5条に規定する修了、単位の修得、卒業の認定等に関する基準及び手続は、校長が別に定める。

(原級留め置き)

第22条 校長は、全日制の課程に在学する生徒で当該学年における所定の教育課程を修了することができなかった生徒について、教育上必要があるときは、その者を原級に留め置くことがある。

第5章 入学・転学・転籍・留学・休学・退学等

(入学資格)

第23条 本校の第1学年に入学することができる者は、次の各号の1に該当する者でなければならない。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- (2) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (6) 校長が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(編入学資格等)

第24条 全日制の課程に編入学を許可される者は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた者とする。

2 単位制による定時制の課程に編入学を許可される者は、相当年齢に達し、本校で履修すべき各教科に属する科目について、既に本校に在学する者と同等以上の学力があると認められた者とする。

3 校長は、前項に規定する編入学を許可するに当たっては、在学すべき期間を指定してこれを許可する。

(入学の志願)

第25条 本校に入学を志願する者は、指定された期間内に入学願書その他所定の書類を校長に提出するとともに、入学検定料を納付しなければならない。

(入学の許可・入学者の選抜)

第26条 入学は校長が許可する。

2 選抜は教育委員会の定めるところに従い、校長が行う。

3 編入学者の選抜は、校長が別に行う。

(入学の手続)

第 27 条 選抜に合格した者は、指定された日までに、本校所定の書類を校長に提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

(転 学)

第 28 条 校長は、他の高等学校から本校に転入学を志望する生徒があるときは、教育上支障がないと認める場合に限り、転入学を許可することがある。

- 2 校長は、単位制による定時制の課程への転入学の許可を行うに当たっては、当該生徒が既に修得した単位の数及び在学した期間に応じた相当の期間を在学すべき期間として指定する。
- 3 転入学を志望する生徒は、転入学願その他 所定の書類を校長に提出しなければならない。
- 4 転入学の選抜は、校長がこれを行う。

第 29 条 他の高等学校に転学を志望する生徒は、転学願を校長に提出しなければならない。

(転 籍)

第 30 条 校長は、本校の全日制の課程及び単位制による定時制の課程相互の間において転籍を希望する生徒があるときは、転籍させことがある。

(留 学)

第 31 条 校長は、生徒が外国の高等学校への留学を志望するときは、教育上有益と認める場合に、留学を許可することがある。

- 2 留学を志望する生徒は留学願を校長に提出しなければならない。
- 3 留学についてのその他の取扱いは校長が別に定める。

(休学・退学)

第 32 条 生徒が疾病その他やむを得ない理由により休学し、又は退学しようとするときは、保護者は、休学又は退学願に医師の診断書等その理由を証明する書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 校長は生徒に休養又は療養の必要があると認められるときは、休学を命ずることがある。
- 3 休学の期間は、学年の終わりまでとし、継続の必要があるときは、改めて許可を受けなければならない。ただし、通じて 2 年を超えることはできない。

(復学及び再入学)

第 33 条 休学中の生徒が、休学の理由が消滅したことにより、又は休学期間が満了したことにより復学しようとするときは、保護者は、復学願に医師の診断書等その事実を証する書類を添えて、校長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 中途退学した生徒が再入学しようとするときは、再入学願その他所定の書類を校長に提出しなければならない。
- 3 再入学者の選抜は、校長がこれを行う。

(欠 席)

第 34 条 生徒が疾病その他やむを得ない理由により欠席するときは、保護者は、校長に届けなければならない。

(出席停止)

第 35 条 校長は、生徒が感染症にかかり又はそのおそれがあるとき、その他必要があると認めるときは、その生徒に対し出席停止を命ずることがある。

(忌 引)

第 36 条 校長は、生徒が親族の死亡により忌引を願い出たときは、別表の忌引日数基準により許可する。

(氏名又は住所の変更)

第37条 生徒は、氏名又は住所に変更等身上事項について異動があったときは、すみやかに 校長に届け出なければならない。保護者についての身上事項の異動についても同様とする。

第6章 賞 罰

(表 彰)

第38条 校長は、他の生徒の模範となる行為のあった生徒を表彰することがある。

(懲 戒)

第39条 校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることがある。

2 懲戒は、その程度により訓告、謹慎、停学及び退学とする。ただし退学は、次の各号の 1 に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第7章 授業料等

(授業料等)

第40条 入学検定料、入学料及び授業料の取扱いについては、県立学校の授業料等の徴収に関する条例（昭和33年県条例第3号）の定めるところによる。

2 校長は正当な理由がなく授業料が納付期限までに納付されないときは、当該生徒に対して出席の停止又は退学の処分を行うことがある。

第8章 職員組織

(職員組織)

第41条 本校の職員組織は別に定めるところによる。

第9章 補 則

(補 則)

第42条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

この学則は、昭和37年4月1日から施行する。

— 略 —

附 則

この学則は、平成 30 年 5 月 17 日から施行する。

別表（第 36 条関係）

忌 引	死亡した者	日数
	1 親等の直系尊属（父・母）	7 日
	2 親等の直系尊属（祖父母）	3 日
	2 親等の傍系者（兄弟・姉妹）	3 日
	3 親等の傍系尊属（伯父・伯母）	1 日

学校主要行事表

学期	月	行 事
1	4	入学式、始業式、新入生オリエンテーション、健康診断
	5	生徒総会、PTA 総会、修学旅行、球技大会、遠足、中間試験
	6	3 年面談週間
	7	求人票受付開始、期末試験、終業式
2	8	ものづくりコンテスト、インターナンシップ
	9	始業式、1・2 年面談週間、就職試験開始
	10	中間試験、磯工祭（文化祭）
	11	生徒会選挙、芸術鑑賞会
	12	期末試験
3	1	始業式、3 年卒業試験
	2	入学者選抜
	3	卒業式、学年末試験、修了式

生 徒 心 得

われわれは本校の教育目標である健康・明朗・勤勉に意を用い、将来の工業技術者としての人間性の向上につとめ、また、社会の有為な形成者となるために、下記事項の実践につとめる。

1 学 習

- 1 学生の本分は学習にあることを自覚し、授業中は積極的かつ最善の努力をはらう。
- 2 教室は常に、採光・保温・換気・清潔・整頓に留意し、学習が静謐に進められるよう心がける。
- 3 学級委員は授業が円滑に行われるよう教師と連絡をとる。又、学級日直はその日の黒板・掲示板・清掃等の室内管理に留意する。
- 4 授業中、病気その他の理由で入退室のある時、教科担任の許可を得なければならない。
- 5 教室においては静謐に行動し、他の学習の妨げになるような言動をつつしむ。

6 実験・実習中は作業の安全に十分注意する。

2 出欠席その他の諸届

- 1 欠席・遅刻・早退は事前に文書によるか、または生徒手帳に理由を記しホームルーム担任に届け出る。
- 2 事前の届け出なしに欠席したときは、当日朝に電話・伝言等によって連絡し、事後届け出る。
- 3 長期にわたり欠席する者は欠席期間中の状況を隨時ホームルーム担任に報告する。
- 4 登校後の外出は原則として認めない。やむを得ず外出するときはホームルーム担任又は関係職員の許可（外出許可証）を得る。
- 5 体育授業時間の見学は事前に担当教諭に届け出る。
- 6 感染症の予防・天災地変等特別の場合についての欠席はそのつど取り扱い方をきめる。忌引きは学則の示す日まで許される。

3 登校・下校

- 1 始業時刻前に登校し、所定の教室において始業合図を待つ。
- 2 下校時刻は、午後5時30分を原則とする。
- 3 休日に登校する場合は制服を着用し、教室等を使用する場合にはあらかじめ関係職員の許可を得る。使用後は確実に整理し、関係職員に報告して帰る。
- 4 登下校時には、特に交通安全について注意すること。自動車、バイク、自転車等を通学に使用してはならない。（家族以外が運転する車両に同乗して、登下校した場合は、特別指導の対象となる場合がある。）
- 5 学校で定められた通学路を通ること。

4 交 通 安 全

自動車、バイク等で通学、交通ルール違反の事故については特別指導の対象となる場合がある。

5 図 書 館

- 1 開館時間は、原則月曜から金曜の午前8時50分から午後4時45分までとする。ただし、学校行事日、午前授業日、長期休業中などはその都度定める。
- 2 図書館利用の際には、手指消毒などをして清潔を保つように心がける。
- 3 図書館資料（以下「資料」という）は館内で自由に閲覧できるが、丁寧に扱うこと。また利用した資料は元の位置に戻すこと。
- 4 貸出・返却については次の通りとする。
 - ① 貸出できる資料は、本校図書館で所蔵している図書および最新号を除く雑誌・新聞とする。必要に応じて、他の県立高校図書館や県立の図書館、県立総合教育センターから取り寄せて貸出す場合もある。
 - ② 資料を借りるときは、図書館カウンターで貸出手続きをしてもらうこと。
 - ③ 貸出冊数は、1人につき4冊までとする。
 - ④ 貸出期間は、貸出日から2週間とし、返却期日を厳守すること。継続したいときは図書館カウンターで貸出延長手続きをしてもらうこと。
 - ⑤ 長期休業中の貸出冊数と貸出期間については、その都度定める。

- ⑥ 返却するときは、資料を図書館カウンターに返す、または返却ポストに入れること。
- ⑦ 資料を破損・紛失・汚損した場合は、すみやかに申し出ること（弁償してもらう場合もある）。

5 購入希望資料があるときは、リクエスト用紙に必要事項を記入して司書に手渡すこと。

6 図書館内では次の事項を守ること。

- ① 資料は貸出手続をしてから館外に持ち出すこと。
- ② 他の利用者の迷惑にならないように、配慮して過ごすこと。
- ③ 飲食や複数人でのゲームは禁止する。
- ④ 図書館内の備品は丁寧に取り扱うこと。
- ⑤ 学校司書および係の指示に従って利用すること。

6 所 持 品

1 学習上不必要的ものは持参しない。

「授業等、校長が認めた場合に限り、スマートフォン等の使用を認める」

2 私物は所定以外の場所に置かないようにし、盗難防止に充分注意を払い、多額の現金等を 所持していて運動・部活動・校内行事等で身につけられないときはホームルーム担任、部活動顧問に預けるように心がける。

3 物品を紛失した場合、又は拾得した場合は直ちに係の職員又はホームルーム担任に届け出る。

7 服 装

1 黒の詰め襟の標準学生服には校章入りボタンをつけ、ブレザーは紺の上着・ベスト、スカートかスラックスとする。

また、黒の詰め襟の標準学生服は右襟に校章、左襟に科章を付け、ブレザーは左襟に校章・科章を付ける。なお、標準服と異なった服装については、禁止しているので、それらの服、ズボン、スカート、スラックスは一切購入したり、譲り受けたりしない。

登下校時は黒の詰め襟の標準学生服、ブレザーを着用し、気温が高い場合は携帯する。

2 体育授業時間には所定の体育着を着用する。

3 登・下校の履物は学生らしい革靴、運動靴とし、サンダル等の履物は履かない。又校内では必ず上履きを使用し、盗難防止などのため、かかとやつま先部分などに氏名を記入すること。

4 夏季略装期間（5月1日～10月31日）は白無地のYシャツ又は開襟シャツを着用し、必ず所定の胸章を男子は左胸に、女子は左袖につける。本校指定ポロシャツも可とする。

また、5月1日～10月31日の期間中でセーター、ベスト、カーディガンで調整することができる。ただし、黒、白、紺、茶、灰色の無地とする。着用は校舎内に限り、男子は登下校時は着用をしない。だらしのない着用は禁ずる。

5 防寒着もしくはアウターは、登下校時に限り、着用することができる。防寒着は教員の許可がない限り校舎内では着用しない。

また、必ず学生服の上に着用する。パーカー、トレーナーはアウターに含めない。色や柄は華美ではない（黒・紺・茶・灰など）

6 やむを得ず異装着用の際はあらかじめ担任に届けて許可を得る。

- 7 服装や頭髪は、進学先や企業への面接や見学等に対応できることを目指しているため、清潔な頭髪等の身だしなみにすること。パーマ及び染髪は禁止する。
- 8 装飾品類は身に付けない。また、化粧は華美なものは禁止とする。

8 校内・校外生活

- 1 学校の建物・備品は丁寧に取り扱い、使用するときはそのつど関係職員の許可を受ける。
- 2 建物の一部・備品等を紛失し、破損した時は直ちに関係職員に届け出る。
- 3 校内外に掲示するときは、そのつど関係職員の許可を受ける。
- 4 夏季・冬季にエアコン・ストーブを使用するときは冷暖房設備使用規則を守り、火気に充分注意し、換気にも留意する。
- 5 食堂・ラウンジの利用は原則として昼休みとする。
自動販売機の利用は、始業前・休憩時間・昼休み・放課後のみとする。
- 6 高校生にふさわしくない遊戯施設等の出入を禁ずる。
- 7 休暇中の旅行・キャンプ・登山等（学校行事
以外）は必ず保護者の承諾書を得て、ホームルーム担任に届け出る。なお鉄道運賃割引証を必要とする場合は上記許可を受けた後所定の用紙に要項を記入して、事務室に請求する。
- 8 生徒指導上、上記のルールが守られない場合特別指導がある。

9 保健室

- 1 授業中や部活動、登下校時等でのけがや、体調不良時に応急処置を行う。
- 2 心身の問題・悩み等についての相談、保健関係の資料の提供を行う。
- 3 体調不良時の休養は、1時間程度を目安とする。
- 4 原則として、内服薬は使用しない。
- 5 保健室を使用した場合は、所定用紙に状況等の記録を行う。
- 6 養護教諭不在時は、担任、副担任、または各科の先生、保健環境グループの先生の指示助言を受ける。

10 証明書の発行

1 生徒証について

生徒証は、身分証明と通学定期券を購入できる通学証明となっており3年間使用しますので、生徒証の裏面の注意をよく読んで必ず携帯するようにしてください。特に定期券購入の際は必要となりますので、交通機関の窓口で提示してください。

また、住所が変更になったときや紛失などした場合は、速やかに担任の先生か事務室に申し出てください。

転学・退学・卒業時には直ちに発行者に返さなければなりません。

2 各種証明書の発行について

申込用紙は事務室にあります。すぐには発行できませんので、余裕を持って申込みをしてください。

発行する証明書	発行する時	発行までの所要日数
在学証明書	必要のたびに発行	申し込みの翌日 (土・日・祝日・閉庁日・年末 年始除く) 月曜日～金曜日
生徒旅客運賃割引証（学割）	JR線、東海汽船を利用し、生徒の社会見学家族との帰省等で片道100kmを超える区間を乗車する場合に発行（友人と旅行は不可）	申し込みからおよそ1週間～10日後（土・日・祝日・閉庁日・年末年始除く）
その他の証明書	必要に応じて発行	申し込みからおよそ1週間～10日後（土・日・祝日・閉庁日・年末年始除く）※証明書の種類によって異なります

① 手数料

在学生はすべての証明書等について不要。

② 有効期間

発行日から3ヶ月間

11 授業料について

授業料年額 118,800円

口座振替 年2回

振替日の前に保護者あてに文書でお知らせします。

授業料の負担がなくなる「高等学校等就学支援金」制度があります。申請手続きを行い、これが認定となった生徒は、学校が生徒に代わって国から就学支援金を受領し授業料に充てるため、授業料を納める必要がなくなります（実際に就学支援金がお手元に支給される制度ではありません。また、全ての生徒が認定となるわけはありません）。

この手続きは毎年行われますが、個人番号にて申請された方は、手続きが簡略化されます。制度の詳細につきましては、『新入生のしおり』や、学校から配布される関係書類を御確認ください。

12 諸会費の納入

諸会費は、銀行等の口座振替の方式で納入してください。

（1）納入日（振替日）

1年間分まとめて……6月3日

振替日が休業日のときは、翌営業日になります。

（2）諸会費の額

PTA会費その他諸費は、振替日の前に保護者あてに文書でお知らせします。

（3）その他

氏名、銀行口座等に異動、変更があったときは、手続きが必要になるので、速やかに事務室へ申し出て手

手続きをしてください。

銀行等の口座振替による納入がむずかしいときは、学級担任を経由して事務室へ申し出てください。

13 奨 学 金

優秀な資質を有し、経済的理由により勉学困難な生徒には、各種奨学金貸与の機会があります。希望者は、学級担任と相談して申し込んでください。

生 徒 会 規 約

(名称・組織)

第1条 本会は神奈川県立磯子工業高等学校生徒会と称し、神奈川県立磯子工業高等学校全日制の生徒で組織する。

(目的)

第2条 本会は生徒の自主的活動により民主的意識をたかめ、正しく明るい校風を作り、文化国家の建設に寄与する人材を育成することを目的とする。

(事業)

第3条 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 校風の維持刷新に関すること。
- 2 生徒の文化教養に関すること。
- 3 生徒の福利厚生に関すること。
- 4 クラブ活動に関すること。
- 5 その他本会の目的達成に関すること。

(機関)

第4条 本会に次の機関を置く。

- 1 総会
- 2 評議委員会
- 3 本部委員会
- 4 環境美化委員会
- 5 磯工祭クラス企画係
- 6 磯工祭実行委員会
- 7 球技大会委員会
- 8 オリエンテーション委員会
- 9 安全推進委員会
- 10 保健委員会
- 11 図書委員会
- 12 汐路委員会
- 13 選挙管理委員会
- 14 ホームルーム集会

(総会)

第5条 総会は最高の議決機関であって、年1回（原則として5月）開く。

1 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または3分の1以上の会員の要求があったとき会長が招集する。

2 総会は会員全体で構成し、次の事項を定める。

- ① 規約についての事項
- ② 予算の議決、決算の承認についての事項
- ③ 財産についての事項
- ④ その他必要と認めた事項

3 総会の正副議長は評議委員会正副議長が当たる。

(評議委員会)

第6条 評議委員会は必要あるとき会長が招集する。

1 評議委員会は本部委員、評議委員、各委員会の代表で構成し、生徒総会に次ぐ議決機関である。

(本部委員会)

第7条 本部委員会は会長、副会長、会計委員、事務局委員で構成し、会務を推進する。

(その他の委員会)

第8条 第4条4～14の各委員会は原則として1ヶ月に1回定期的に開き、必要あるとき委員長が隨時招集する。

- 1 前号の各委員会は各委員及び必要な事務局委員で構成し、環境美化、磯工祭、球技大会、オリエンテーション、安全推進、クラブ運営、保健、図書、及び汐路発行に関する企画立案に当たる。
- 2 第4条2および4～9の各委員会はそれぞれ委員長各1名（3年から、ただし「8オリエンテーション委員会」については2年から）、副委員長各2名（2年および1年から各1名）を互選する。

(特別委員会)

第9条 特別委員会は評議委員会の推薦により会長の指名する若干名の者で構成し、特別の行事などの企画立案、調査、実施に当たる。

(ホームルーム集会)

第10条 ホームルーム集会は隨時開き、各ホームルームの意向を定めるとともに、会員相互の親睦をはかる。

(議決)

第11条 総会及び各委員会はそれぞれの構成員の3分の2以上の出席を必要とし、議決は出席者の過半数とする。ただし、規約改正については別に定める。

(役員)

第12条 本部の役員及びその選出方法は次のとおりとする。

- 1 会長1名 全会員の直接選挙により選出する。
- 2 本部委員8名 全会員の直接選挙により選出する。本部委員の任務（副会長2名、会計委員3名、事務局委員3名）決定は、選挙後1週間以内に当選者同士の互選により決定する。
- 3 執行委員 若干名
- 4 評議委員 各ホームルームから2名
- 5 環境美化委員 各ホームルームから2名
- 6 磯工祭実行委員 各ホームルームから2名
- 7 球技大会委員 各ホームルームから2名
- 8 オリエンテーション委員 各ホームルームから2名（3年を除く）
- 9 安全推進委員 各ホームルームから2名

- 10 保健委員 各ホームルームから 2名
- 11 図書委員 各ホームルームから 2名
- 12 洩路委員 3年各ホームルームから 2名
- 13 選挙管理委員 各ホームルームから 2名
- 14 磯工祭クラス企画係 各ホームルームから 2名

(役員の任務)

第 13 条 会長は会務を統轄する。

- 1 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその業務を代行する。
- 2 会計委員は本会の会計事務を行う。
- 3 事務局委員は本会運営上必要な業務を行う。
- 4 執行委員は、本部委員会の任務を補佐し、生徒会諸行事を担当する。また、必要に応じて本部会議に参加できるが、議決権はない。
- 5 評議委員は、各クラスの意見を代表して、評議委員会に出席し、決議に参加する。

(役員の任期)

第 14 条 役員の任期は 1 年とする。但し、執行委員の任期は特に定めない。

(役員の兼任)

第 15 条 役員の兼任は原則として認めない。

(会長の選出)

第 16 条 会長および本部委員の選出については別に定める細則により選挙管理委員会がこれに当たる。

(クラブの新設)

第 17 条 新しくクラブを設置するには、次の条件をすべて満たさなければならない。

- 1 同好会として 6 ヶ月以上活動すること。
- 2 同好会員のうち、5 名以上が 1・2 年生であること。
- 3 評議委員会の承認を得ること。

(クラブ活動一時停止・休部・解散)

第 18 条 次の各項に該当するクラブに対して、評議委員会で審議の上、処置の必要ありと認められる時、生徒会本部は、その程度により注意、活動一時停止、休部・解散をもって、これを処置する。

- 1 クラブの部員、又はそのクラブが不正事件や不正行為により、他のクラブや生徒会、又は学校に迷惑をおよぼしたと認められるもの。
- 2 クラブの出費、収入等の会計面で不審があると認められるもの、及び不当な会計報告を生徒会本部に対して行ったと認められるもの。
- 3 生徒会本部への活動報告を怠ったもの、及び偽りを報告したと認められるもの。
- 4 生徒会活動に非協力的と認められるもの。
- 5 年度末（1月末）までに部から解散の申し出があったときは、解散とする。
- 6 活動実態がなかつたり、部員がいない状態で年度末（1月末）を迎えた場合、休部扱いとする。
- 7 休部扱いになった部が次年度も活動実態がなかつたり、部員がいない状態で年度末（1月末）を迎えた場合、解散とする。

(同好会)

第 19 条 同好会の細則は別に定める。

(経 費)

第 20 条 本会の経費は入会金、会費、寄付金、事業益金でまかぬ。

1 入会金は生徒 1 人につき 2,000 円、会費は生徒 1 人につき月額 550 円とする。

(会計年度)

第 21 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計簿の公開)

第 22 条 本会及び本会に関係あるクラブの会計帳簿等は、会員の要求によって隨時公開しなければならない。

1 本会及び本会に関係あるクラブに備えつける帳簿その他については別に定める。

(会計報告)

第 23 条 会計委員は毎学期末評議委員会で会計報告をしなければならない。

(会計監査)

第 24 条 会計監査については別に定める。

(規約改正)

第 25 条 本会の規約改正は総会で全会員の 3 分の 2 以上の賛成があるとき改正することができる。

(保留権)

第 26 条 校長は必要に応じ総会及び各委員会の議決事項を取り消すことができる。

(顧 問)

第 27 条 本会に顧問をおく。

付 則

1 本規約実施に必要な細則は別に定める。

2 本規約は昭和 37 年 4 月 1 日より実施する。

3 改正規約は昭和 41 年 4 月 1 日より実施する。但し、第 17 条の規定は昭和 41 年 9 月 1 日より 実施する。

4 改正規約は昭和 53 年 7 月 1 日より実施する。

5 第 20 条の改正規約は平成 6 年 4 月 1 日より
実施する。

6 改正規約は平成 12 年 6 月 1 日より実施する。

7 改正規約は平成 14 年 6 月 1 日より実施する。

8 改正規約は平成 20 年 6 月 1 日より実施する。

同 好 会 細 則

第 1 条 この細則は生徒会規約第 19 条に基づいてこれを定める。

第 2 条 同好会は会員の同好者をもって組織する。

第 3 条 新しく同好会を設置するには、次の条件をすべて満たさなければならない。

1 5 名以上の会員を有すること。

2 顧問として 1 名以上の教員をおくこと。

3 会長が承認すること。

第 4 条 次の場合、会長は同好会を解散できる。

1 年度末（1月末）までに同好会から解散の申し出があったときは、解散とする。

- 2 活動実態がなかったり、会員がいない状態で年度末（1月末）を迎えた場合、休会扱いとする。
- 3 休会扱いになった同好会が次年度も活動 実態がなかったり、会員がいない状態で年度末（1月末）を迎えた場合、解散とする。

第5条 同好会は代表者を1名選出する。代表者は同好会を統轄する。

第6条 同好会の財源は生徒会費からの定額援助金、寄付金、その他とする。

財務細則

第1条 予算の編成に会計委員会及び会長があたる。

第2条 予算は年間の会費及び前年度繰越金その他とする。

第3条 予算編成以前に緊急費が必要となった場合は、会長承認の上暫定予算として使用することができる。ただし、その費用は本予算成立後差し引かれる。

第4条 予算は次の順序で編成する。

- 1 会計委員が方針を決定する。
- 2 各クラブは方針に沿った予算見積書原案を会計委員の請求期日までに提出する。
- 3 会計委員は見積書に沿った予算案を編成する。
- 4 クラブ委員会において予算案を会計委員立会いのもとに審議する。
- 5 評議委員会の承認を得、生徒総会で決定する。本予算は原則として4月中に決定する。但し、予算案が否決された場合は再編成する。

第5条 予算の方針は次の通りとする。

- 1 生徒会行事に必要な費用
- 2 生徒会運営に必要な費用
- 3 各クラブ運営に必要な費用
- 4 その他会長が必要と認めた費用

第6条 予算の請求は指定された用紙に必要事項記入の上会計委員を通じて生徒会顧問より引き出す。

但し、毎週水曜日までのものとする。

- 1 会計委員は予算請求用紙記入に不明な点があると認めた場合は、これを取り消すことができる。

第7条 予備費は次の場合使用され、評議委員会で承認を得る。

- 1 行事費の赤字補充の場合
- 2 特別支出の場合
- 3 その他、評議委員会で必要と認めた場合

第8条 各クラブの繰越金は新度予算として取り扱う。但し、使用目的が正当と会長が認めた場合はこの限りではない。

会計監査細則

第1条 この細則は生徒会規約第24条に基づいてこれを定める。

第2条 会計監査は年2回以上財務の監査を行い、必要に応じて各機関に報告する。

第3条 会計監査委員は会員の中から会計委員の推薦により評議委員会の承認を得る。

第4条 会計監査は会計監査委員全員で組織する。

第5条 会計監査は委員の互選により、委員長 1名をおく。委員長は会計監査を統轄する。

第6条 会計監査は生徒会規約第22条の方針により監査する。但し、本部の行事における通信費、交通費、接待費は認める。

第7条 各クラブの部費、寄付金は会計監査の対象としない。

第8条 会計監査は毎学期少なくとも各々1回全体の会計簿を検査し、常時不正の起こらないように努める。

選挙管理委員会細則

総 則

第1条 神奈川県立磯子工業高等学校生徒会規約第16条に基づきこの細則を定める。

機 構

第2条 選挙管理委員会は各ホームルームより 2名をもって構成される。

第3条 この会は委員の互選により次の役員をおく。

委員長1名、副委員長2名

任 務

第4条 選挙管理委員会はこの細則に基づき一切の選挙事務を管理する。

第5条 選挙管理委員長は、生徒会長および本部委員の任期終了にあたり、この会を招集する。選挙管理委員会は次期会長の選出の準備として次のことを行う。

- 1 選挙日の決定
- 2 選挙公示
- 3 立候補並びに推薦受付
- 4 所見発表会
- 5 投票並びに開票の管理
- 6 発表
- 7 その他

第6条 選挙管理委員会は、その任務を遂行するに当たり、別に定めた選挙管理規定による。

第7条 会長、本部委員の更迭並びに補充の場合もこれに準ずる。

第8条 選挙管理委員は、次の業務を分担する。

- 1 受付
- 2 公示
- 3 投票
- 4 連絡
- 5 その他

補 則

第9条 受付締切までに候補者が定員に達しない場合は、選挙管理委員会は、評議委員会と共に推薦会を開くことができる。

第10条 選挙管理委員は被選挙権を有しない。

第11条 選挙施行にあたる一切の費用は、本部予算より支出される。

第12条

- 1 この細則は昭和37年4月5日より施行される。
- 2 改正細則は昭和53年7月1日より実施する。

選挙管理規定内規

1 立候補に關すること。

- ・会員は、選挙管理委員は除き、すべて被選挙権を有する。
- ・推薦人は、推薦趣旨の発表を行う。

- ・候補者は、自薦、他薦により選挙管理委員会に届け出る。
 - ・候補者は、選挙前に原則として所見発表を行う。
- 2 公示に関すること。
- ・選挙管理委員会は投票〔2週間〕前までに全生徒会員に選挙日程を公示しなければならない。
 - ・選挙終了後直ちに結果を発表しなければならない。
- 3 受付に関すること。
- ・公示後、直ちに立候補者を受付ける。
 - ・受付終了後、直ちに立候補者氏名を掲示する。
- 4 投票及び開票に関すること。
- ・投票は選挙管理委員、及び会長・本部委員に立候補しない事務局委員立会いのもとに行う。
 - ・開票は会長・本部委員に立候補しない本部委員、会長候補及び本部委員候補の推薦人立会いのもとに選挙管理委員会が行う。
 - ・次の場合は無効とする。
 - I 選挙管理委員会の所定の投票用紙を用いないもの。
 - II 記名の不充分なもの。
 - III 不明なもの。
 - IV 候補者以外の氏名、及びその他の事項を記したもの。
 - V 無投票、白紙は棄権とみなし、無効とする。
- 5 開票結果の取扱いに関すること。
- ・会長選挙の場合、得票が有効総投票数の過半数に達しないときは決選投票を行う。
(但し、上位2名の者が行う。)
- 6 選挙違反に関すること。
- ・選挙管理委員会は次の事項を選挙違反として厳重に注意する。
 - I 届出前の選挙運動。
 - II 授業中の選挙運動。
 - III 校外における選挙運動。
 - IV その他、選挙管理委員会が選挙違反として認めた場合

弔慰金規定

本校生徒、父母の弔事には、次の基準により弔慰金を支出する。

- 1 生徒本人死亡の場合 「花輪または生花」
「香典一万円」
- 2 父母死亡の場合 「香典一万円」

この規定は、平成13年5月30日から施行する。

部・同好会一覧表

運動部	文化部	同好会
バレー ボール	囲碁将棋	釣り
水泳	漫画研究	広報
サッカー	写真	茶道
バドミントン	鉄道研究	ボードゲーム
山岳	磯工グリーンクラブ	
ライフル射撃	軽音楽	
硬式野球	設計製作	
卓球	技術研究	
硬式テニス	建築研究	
レスリング	パソコン	
バスケットボール	化学	
剣道	ビッグバンド	
陸上競技	電気研究	
	天文	

神奈川県立磯子工業高等学校同窓会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、神奈川県立磯子工業高等学校沢路会と称し、事務所を神奈川県立磯子工業高等学校（以下「母校」という）内におく。

(目 的)

第2条 本会は会員相互の親睦を計り、母校の発展を助成し後輩の指導を目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、第2条の目的達成のため下記の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡と互助に関する事項
- (2) 会報および会員名簿の発行
- (3) 母校の発展に関する事項
- (4) 後輩の指導に関する事項
- (5) その他

第2章 会 員

(会 員)

第4条 本会は、正会員および特別会員をもって組織する。

2 正会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員は、母校卒業生とし卒業と同時に入会する。
- (2) 母校にかつて在学し入会を希望するもので、幹事会により認められたもの。

3 特別会員は、母校職員ならびに旧職員とする。

(正会員の権利)

第5条 正会員は、次の権利を有する。

(1) 総会の議決権

(2) 会報・会員名簿の受理

(会員の義務)

第6条 会員は次の義務を有する。

(1) 正会員は、本会所定の入会金を納入しなければならない。

(2) 会員は、住所・氏名・勤務先等に変動が生じた場合、その旨本会に届け出なければならない。

(権利停止)

第7条 本会の目的に反する行為、または本会 の名誉をいちじるしく汚したとき、総会の決議により会員の権利を停止することができる。

第3章 役 員

(役員)

第8条 本会は、名誉会長・顧問および役員をおく。

2 名誉会長は、母校の現職校長とする。

3 顧問は母校職員中より会長が委嘱する。

4 役員の数および選出方法は次のとおりとする。

(1) 会長 1名 幹事会で推薦し、総会で決定する。

(2) 副会長 2名 会長が推薦し、総会で決定する。

(3) 常任幹事若干名 会長・副会長が推薦し、総会で決定する。

(4) 校内幹事若干名 正会員で母校に在職するもの。

(5) 幹事若干名 各期・各級ごとに1名を互選する。

(6) 会計若干名 会長が正会員中より委嘱する。

(7) 監査若干名 幹事会で推薦し総会で決定する。

(役員の任務)

第9条 役員の任務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し会務を統理する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを処理する。

(3) 常任幹事は、常時会務の審議運営にあたる。

(4) 校内幹事は記録、会計等会務の審議運営にあたる。

(5) 幹事は、会務を審議すると同時に会員との連絡を図り、会務の執行に協力する。

(6) 会計は、本会の会計を処理し、年度ごとに総会に対して会計報告を行う。

(7) 監査は、本会の会計を監査し、年度ごとに総会に対して監査報告を行う。

(役員の任期)

第10条 本会役員の任期は、定例総会から次期定例総会までの1年とする。ただし、入会初年度の役員の任期は、次期総会までとする。

2 本会役員は、再選されることがある。

3 本会役員は、任期が満了しても後任者が就任するまではその任務を継続する。

(補欠役員)

第11条 会長・副会長・常任幹事に欠員が生じた場合、補欠役員を選出することができる。

2 補欠役員の任期は、前任者の残留期間とする。

第4章 機 関

(総 会)

第12条 総会は、定例総会と臨時総会とする。

2 定例総会は、年1回、年度始め2ヶ月以内に開催する。

3 臨時総会は、幹事会の議決により開くことができる。

第13条 総会は、本会の最高決議機関であり、次の事項を行う。

- (1) 事業報告・会計報告・監査報告の承認
- (2) その年度の役員の承認
- (3) 予算の審議
- (4) 会則変更等の承認

第14条 総会の議決は、出席会員の過半数の賛成を得てこれを決定する。

(常任幹事会)

第15条 常任幹事会は、会長・副会長・校内幹事および常任幹事で構成し、必要に応じ会長が招集する。

第16条 常任幹事会は、本会の運営機関であり、幹事会の議決に従って会務の運営にあたる。なお、必要に応じて特別委員会を設けることができる。

第17条 常任幹事会は、緊急の場合には幹事会の議決を経ないで会務の運営をすることができる。ただし、事後において幹事会の承認を得なければならない。

(幹事会)

第18条 幹事会は、常任幹事会構成員および幹事で構成する。

第19条 幹事会は総会に代る決議機関であり、年2回以上開催する。

第20条 幹事会は、会員の要求により幹事会で認めた場合にも開くことができる。

第21条 幹事会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 総会開催の審議・承認等の事前準備
- (2) その他重要事項の審議運営

第22条 幹事会の議決は、出席者の過半数の賛成を得てこれを決定する。

第5章 会 計

第23条 本会の経費は、入会金および寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

第24条 入会金は、3,000円とする。

2 納入金はいかなる理由によっても返済はしない。

第25条 本会の会計は、定例総会から次期定例総会までとする。

第26条 本会の会計は、予算にそって行う。

2 予算外の収支については、幹事会の議決を必要とする。

第6章 補 則

(会則の改正)

第27条 本会則の改正は、幹事会の過半数の賛成をもって発議し、総会で決定する。

(細 則)

第28条 本会運営上細目に関しては、別に細則を設けることができる。

付 則

本会則は昭和41年1月9日より施行する。平成23年5月15日に一部改正。

平成25年5月19日に一部改正。

平成28年5月15日に一部改正。 慶弔見舞に関する規定

第1条 本規定は、本会員に対する慶弔見舞について定める。

第2条 本会における慶弔見舞は、母校現職員死亡の場合に限る。

第3条 慶弔見舞は正会員に対しては行わない。その他特別の場合は幹事会で決定する。

第4条 詳細はその都度、幹事会で決定する。第5条 本規定は昭和44年5月18日より実施する。

平成23年5月15日に一部改正。

母校後援費に関する規定

第1条 本規定は母校後援費について定める。

第2条 第2条 母校後援費は生徒会・母校の要請により、幹事会の決定を経て支給されることがある。

第3条 学校施設として県が当然行うべきものには援助しない。その範囲外のものには有効性を考慮して決定する。

第4条 本規定は昭和44年5月18日より実施する。